

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県教育委員会教育長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和2年6月3日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

(指摘事項)

監査対象機関名 県立水戸農業高等学校	監査実施年月日 令和2年1月9日
○監査の結果 教員特殊業務従事手当について、管理体制が不十分であったため、虚偽申請による不正受給を防止できなかったことは適切ではない。	
○措置状況 組織としてのチェック体制の再確立のため、これまで事後のみであった部活動に係る教員特殊業務従事簿の申請を、必ず事前にも提出し承認を受けることを徹底している。決裁関係者である校長、教頭、給与担当職員はチェックを行った形跡を残し、同一部活動の顧問との比較をすることで、不正行為を未然に防ぐ措置をとっている。 この他、部活動活動計画及び活動実績を学校ホームページ上で公開し、自身の活動が学校内外問わず皆に知られている、ということ各職員に意識させることで、不正行為を未然に防ぐ環境を醸成している。	

(注意事項)

監査対象機関名 県立小瀬高等学校	監査実施年月日 令和2年2月27日
○監査の結果 法面・グラウンド改修工事に伴う工作物の撤去について、行政財産の用途廃止等手続きを行わなかったこと、及び新設・撤去した工作物（計10件）について、異動報告等を8ヶ月遅延したことは適切でない。	
○措置状況 日頃より公有財産事務に係る法令等の研修に努め、工事の執行にあたっては、工事範囲の公有財産の確認を複数で行うこととし、手続きの漏れ・遅延のないよう、再発防止に努めることとした。	
監査対象機関名 県立神栖高等学校	監査実施年月日 令和2年2月27日
○監査の結果 新設・撤去した工作物（計12件）について、行政財産の用途廃止等手続き、及び異動報告等を行っていなかったことは適切でない。	
○措置状況 新設・撤去した工作物（計12件）について、行政財産の用途廃止等手続き、及び異動報告等を、教育庁財務課を経由して管財課へ提出した。 今後は、工事等を実施する時点で、必要な事務手続きを確認し、事前の行政財産の用途廃止等手続き及び事後の異動報告を漏れなく実施するよう改める。 なお、毎年度前半及び年度末に財務課発出の公有財産報告等の通知を失念することのないよう、年度内の工事・修繕物件の再確認し、行政財産の手続き及び異動報告等の漏れを防ぎます。	